



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

- 123 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)  
124 " ( " )  
125 " ( " )  
126 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)  
127 " ( " )  
128 " ( " )

### ○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課)

### ○ 監査公表

監査公表第1号  
監査公表第2号

### ○ 正誤

平成22年1月22日付け和歌山県報第2127号公告中  
"

## 告 示

### 和歌山県告示第123号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ六十谷店  
和歌山県和歌山市六十谷字有高217-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役社長 福西拓也

和歌山県和歌山市中島185番地の3

### 3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）出入口3か所、入口3か所、出口3か所（縦覧図書添付図面3）  
（変更後）出入口1か所、入口1か所、出口2か所（縦覧図書添付図面4）

### 4 変更年月日

平成22年1月29日

### 5 変更する理由

県道粉川加太線拡幅に伴う変更及び顧客利便性の向上のため。

### 6 届出年月日

平成21年1月28日

### 7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

### 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年2月12日から同年6月14日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プライスカット医大病院前店

<p>和歌山県和歌山市紀三井寺字中浜840-1 外</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男 和歌山県和歌山市新中通6丁目15番地</p> <p>3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後9時45分 (変更後) 開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後9時45分 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分から午後10時まで (変更後) 午前6時30分から午後10時まで</p> <p>4 変更年月日 平成22年2月10日</p> <p>5 変更する理由 お客様利便性向上のため。</p> <p>6 届出年月日 平成21年1月29日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 (和歌山市七番丁23番地)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成22年2月12日から同年6月14日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワかつらぎ店 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野884番地1</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也 和歌山県和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午前零時 (変更後) 開店時刻 午前7時、閉店時刻 午前零時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分から午前零時30分まで (変更後) 午前6時30分から午前零時30分まで</p> <p>4 変更年月日 平成22年2月10日</p> <p>5 変更する理由 お客様利便性向上のため。</p> <p>6 届出年月日 平成22年1月29日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地) かつらぎ町産業観光課 (伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地) 和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市協四丁目5番8号)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成22年2月12日から同年6月14日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>
<p><b>和歌山県告示第125号</b></p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成22年2月12日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>	<p><b>和歌山県告示第126号</b></p> <p>農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。</p> <p>平成22年2月12日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字林字山戸岡65、67、77の5</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字65・67・77の5 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定</p>

めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第127号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町道湯川字大地谷3・3の1・4(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1、1の1、2、2の1、2の2、12、12の1、13、16、17、25、30、36、38の1、40の1、53、55、55の1、57、58、67の1から67の3まで、70、73、77、78、88、90から93まで、99、字廣田100・188の1・188の3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、113、117、119から122まで、124から127まで、127の1、127の2、128、131から136まで、139から142まで、144、145、150、154、155、156の1、156の2、157から159まで、159の1、160、161の2、162、163、168、174、185、186、188の2、189の1、192、196から198まで、198の1、199から207まで、207の1、209、210、210の1、211、220の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第128号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249

号)第30条の規定により告示する。

平成22年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町大山字ケヤノ木1147、字長尾浦1148、1148の1、1149、1149の1、1150から1154まで、1155の1、1156から1164まで、字古田1165の1、1165の5、字下モ平谷1171から1179まで、1179の1、1180、1180の1、1181から1187まで、1187の1、1187の2、1188から1191まで、1191の1、1192、1192の1、1192の2、1193、1193の1、1194から1202まで、1202の1、1203から1209まで、字ヌタノ前1210から1214まで、字石ノ平見1341から1349まで、1353、1354、1356、1357、1357の1、1358、1360から1365まで、1365の1、1367から1369まで、1373から1376まで、1376の1、1377から1382まで、1382の1、1383から1385まで、字上ミ平谷1386から1388まで、1388の1、1388の2、1389、1390、1392から1395まで、1395の1、1396から1398まで、1398の1、1399から1401まで、1401の1、1402から1408まで、1408の1、1408の2、1409、1410、1410の1、1411、1411の1、1412から1414まで、1414の1、1415から1420まで、1420の1、1421、1421の1、1422、1423、1423の1、1424、1425の1、1426から1434まで、1434の1、1435から1437まで、1437の1、字上ミ平1438から1442まで、1442の1、1443の1、1444から1446まで、1446の1、1446の2、1447から1450まで、字南1451から1455まで、1455の1、1455の2、1456から1466まで、字窪ノ岸1467、1468、字ヌケ谷1469、1469の1から1469の15まで、1470、1470の1、1471から1476まで、1477の2、熊野川町西字本谷407、字大小森408から410まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項におい

て準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
御坊都市計画道路（3・6・5号齊前紀伊御坊天田橋線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県御坊市湯川町小松原字九原坪  
湯川町財部 字深州、字北樋巻、字岡之段、字南樋巻、字藪田、字立野、字能田、字北無栗、字中露、字南無栗、字四ツ枝、字北尻戸、字南尻戸  
藪 字野間
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
御坊市産業建設部都市建設課
- 4 縦覧期間  
平成22年2月15日から同年3月1日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成21年11月12日及び同月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年2月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 須 川 倍 行  
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	平成21年11月12日
日高振興局	平成21年11月25日
和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校	〃
和歌山県就農支援センター	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 日高振興局内の平成13年度復旧治山事業工事に係る違約金の未収金について、引き続き回収に努められたい。

(イ) 重要物品について、用途廃止及び不用品の廃棄の手續をせずに廃棄されたもの（1件）があったので、今後、物品管理を適切に行われたい。

(ウ) 和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋にかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(エ) 前年度の歳入に係る過納金の還付は、現年度の歳出（償還金、利子及び割引料の科目）から行うべきところ、誤って戻出の決定と支払の審査を行い、事務処理した事例があったので、今後、会計事務処理の基本原則に従って適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約55万円となっており、前年度末に比し約10万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約70万円となっており、前年度末に比し約13万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査して収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成20年度末で約895万円となっており、前年度末に比し約64万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限は、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）により定められている7月31日とされたい。

エ 和歌山県立日高高等学校及び同校附属中学校

(ア) 郵便切手類使用簿については、他の会計による使用と混同することのないよう適正な管理を徹底されたい。

(イ) 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

**和歌山県監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成21年12月2日、同月21日及び同月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年2月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 須 川 倍 行  
 和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

**1 監査対象機関及び監査実施年月日**

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
西牟婁振興局	平成21年12月2日
紀南県税事務所	"
和歌山県紀南児童相談所	"
和歌山県立田辺高等学校	"
和歌山県立田辺高等学校附属中学校	"
和歌山県田辺警察署	"
南紀白浜空港管理事務所	"
和歌山県立田辺産業技術専門学院	"
和歌山県教育センター学びの丘	"
和歌山県教育委員会給与課紀南分室	"
和歌山県立田辺工業高等学校	"
和歌山県立神島高等学校	"
和歌山県立南紀高等学校	"
和歌山県立熊野高等学校	"
和歌山県立南紀支援学校	"
和歌山県立はまゆう支援学校	"
和歌山県白浜警察署	"
財団法人紀南環境整備公社	"
明光バス株式会社	"
社会福祉法人南紀白浜福祉会	"
社会福祉法人やおき福祉会	"
株式会社NTN紀南製作所	"
東牟婁振興局	平成21年12月21日
和歌山県ふるさと定住センター	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県立串本高等学校	"
和歌山県立串本古座高等学校	"
和歌山県串本警察署	"
東牟婁振興局	平成21年12月22日
和歌山県立なぎ看護学校	"
和歌山県立新翔高等学校	"
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立みくまの支援学校	"
和歌山県新宮警察署	"

**2 監査の結果**

(1) 注意事項

ア 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約598万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。

今後、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約115万円となっており、前年度末に比し約37万円増加している。

今後、被保護者の資産状況を精査して収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 重要物品について、廃棄の手続きをせずに廃棄されたものがあったので、今後、物品管理を適切に行われたい。

イ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅等）の収入未済額は、平成20年度末で約2,420万円の未収となっており、前年度末に比し約142万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当として1件1,507円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

ウ 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、体制の整備を図り、滞納整理に努力されているところであるが、収入率は91.1%（2.8ポイント減）だった。

一部税目の所管替えもあるが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、平成20年度末における収入未済額は6億5,852万3,880円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(イ) 消耗品の納品検査について、物品要求（発注）

担当職員が行っている事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

エ 和歌山県紀南児童相談所

児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約643万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後も、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

オ 和歌山県立田辺高等学校及び同校附属中学校

集中調達外の消耗品について、納品書に納品の突合確認済の受付印等がなかったため、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

カ 和歌山県田辺警察署

フィルムの現像、焼付けについて、発注台帳と請求書の数量が相違しており、発注台帳の記載漏れ、誤記と判明したが、発注及び検収を適切にされたい。

キ 東牟婁振興局申本建設部

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当として3件11,029円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(イ) 消耗品納品書の添付漏れ及び職員の突合確認印漏れがあったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に基づき適切に処理されたい。

ク 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約208万円となっており、前年度末に比し約36万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約911万円となっており、前年度末に比し約53万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査して収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を積極的に行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 収納員が現金を領収したにもかかわらず、その状況を現金出納簿に記載していない事例があったので、今後、適切な事務処理をされたい。

ケ 和歌山県ふるさと定住センター

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例や週休日(土曜日及び日曜日)の振替による勤務日の超過勤務手当の支給区分の誤り等により5,067円が過支給となっているので、返還措置を講じられたい。

コ 和歌山県立古座高等学校

超過勤務について、週の勤務時間が40時間を越えていないにもかかわらず、25/100の手当として4件15,656円が支給されていたので返還措置を講じられたい。

サ 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 重要物品の中で長年使用されておらず、老朽化が著しく使用不能なものについては、廃棄処分等適切な処理をされたい。

(イ) 集中調達外の消耗品について、納品書に納品の突合確認済の受付印等がなかった事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

シ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金の償還金については、平成20年度末で約139万円の未収となっており、前年度末と比し約44万円増加している。昨今の経済状況の悪化から返済困難者が増加しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導を徹底し、過年度分の未償還金については、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約806万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査して収入把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 超過勤務について次のとおり不適切な処理が見受けられたので、手当額の返還等適切に処理されたい。

a 代休を取れない勤務にもかかわらず、代休日を指定していた。

b 125/100、135/100の両方の超過勤務手当の支給をするよう命令がなされていた。

c 代休日の指定がない振替

ス 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成20年度末で約526万円となっており、前年度末に比し

約142万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限は、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）により定められている7月31日とされたい。

(ウ) 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(エ) 県営住宅の修繕工事について、修繕請負契約に基づく工事完成後の修理票及び修繕請負単価契約に基づく修繕完了後の数量又は実績の分かる書類の提出を受けていなかったため、契約書どおり適正に処理されたい。

セ 和歌山県立なぎ看護学校

消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成22年1月22日付け和歌山県報第2127号公告中

ページ	段	行目	誤	正
8	左	下から13から11まで	県外居住者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に、県内居住者にあつては居住地を管轄する	県外居住者で県内の事業所に就業している者又は県内居住者にあつては最寄りの保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に、その他の者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は最寄りの

正 誤

平成22年1月22日付け和歌山県報第2127号公告中

ページ	段	行目	誤	正
			和歌山市居住者又は県外居住者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に、	和歌山県内（和歌山市を除く。）居住者にあつては最寄りの県立保健所（新宮保健所串本

9	左	上から7から9まで	その他の地域に居住する者にあつては居住地を管轄する	支所を含む。）に、和歌山市居住者又は県外居住者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は最寄りの
---	---	-----------	---------------------------	--